

まちづくり基本条例・総合計画・市民憲章・都市宣言について

□まちづくり基本条例

- ・自治体運営のための基本的な理念と原則、それを実現するための制度や仕組みを規定する法規範。
- ・地方自治体という単位で物事を考えたり、決めたりする場合に、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかを定める「まちづくりの基本ルール」です。

□総合計画

- ・基本構想：8年後に目指す燕市の将来像を描いた基本方針。
 - ・基本計画：基本構想を実現するための施策を示した4カ年の長期計画。
 - ・実施計画：基本計画の実施に必要な事業計画などを定める短期計画。
- これらの3つの総称であり、行政全般にわたるまちづくりの方向性を示した最上位の計画です。

□市民憲章

- ・将来のまちの理想像を示し、その実現に向かう意欲を表明するものです。
- ・まちづくりのための市民生活の規範や目標を示します。

□都市宣言

- ・特定のテーマについて、市の姿勢や考え方を市民や市外に対して表明するものです。

| | まちづくり基本条例 | 総合計画 | 市民憲章 | 都市宣言 |
|--------|------------------------|------------------|------------------------|-----------------|
| 目的 | まちづくりの基本ルール | 長期のまちづくりのビジョン | まちづくりの目標とその実現に向かう意欲を表明 | 市の姿勢や考え方を市内外に表明 |
| 法的位置付け | 法規範そのものです | 地方自治法に基づきます | ありません | ありません |
| 法的効力 | 法的効力（拘束力）があります（法律の範囲内） | ありません | ありません | ありません |
| 対象分野 | 分野全般 | 分野全般 | ありません | 特定テーマ |
| 実現主体 | まちづくりに関わるすべての主体 | 行政と市民等（協働） | 市民 | 行政等 |
| 想定期間 | 特にありませんが、改正可能 | 10～20年程度（燕市：8年間） | 半永久的 | 半永久的 |

○燕市市民憲章（平成18年8月10日制定）

人と自然と産業が調和しながら進化するまちをめざして、わたしたち燕市民はこの憲章を定めます。

わたしたちのまち 豊かな自然の恵みが、人を育むまち

わたしたちのまち 人が集い、語り合い、優しく助け合うまち

わたしたちのまち 伝統の技と知恵が、新たな業を生み出すまち

わたしたちのまち 世界と未来に向かって限りなく羽ばたくまち

わたしたちはこの憲章を道しるべとして、豊かなまちづくりに、たくましく前進します。

○交通安全都市宣言（平成18年12月25日宣言）

交通事故のない、安全で住みよい地域社会を築くことは、市民すべての切実な願いです。

この願いを一瞬にして奪い、平和な家庭と暮らしを破壊する悲惨な交通事故をなくすことは、重要かつ緊急の課題となっています。

人と自然と産業が調和しながら進化するまちづくりをめざしている燕市は、新市誕生を機として、市民の力を結集し、交通安全意識を高め交通事故のない安全で住みよいまちづくりを推進するため、ここに「交通安全都市」を宣言します。

○非核平和都市宣言（平成18年12月25日宣言）

美しい自然を愛し平和を願う心は人類共通のものであります。

これを根底から揺るがし、地球環境と人類の平和を脅かす核兵器は絶対に容認できません。

世界でただ一つ悲惨な体験をした被爆国の国民として、核兵器の廃絶と非核三原則をいま一度世界に向け強く訴えていかなければなりません。

人と自然と産業が調和しながら進化するまちづくりをめざしている燕市は、新市誕生を機として、決意を新たに世界の恒久平和を願い、ここに「非核平和都市」を宣言します。

○健康・スポーツ都市宣言（平成19年3月26日宣言）

心身ともに健康で、明るく豊かな生活を営むことは市民すべての願いです。

急速に進む高齢社会の中で、生涯にわたってスポーツに親しむことは、健康づくりに極めて大きな意義があり、みんなで取り組むことが重要です。

健やかな心と体を育み、明るく活力のあるまちづくりをめざす燕市は、新市誕生を機として、みんなでスポーツを通じ、健康づくり・体力づくりを推進するため、ここに「健康・スポーツ都市」を宣言します。

○教育立市宣言（平成20年9月29日宣言）

教育は、心豊かな人格の形成を目指して、一人ひとりの個性や能力を活かし、主体的に生きる人間を育てるために欠くことのできないものです。

燕市は、人をまちづくりの原点として、市民とともに豊かな人間性と創造性を備え、郷土に愛着をもった人づくりを推進するため、ここに「教育立市」を宣言します。

そして、このまちで子どもを育てたい、教育に携わりたいと人々が集う燕市を目指します。

— すべての子どもが必要な保育や教育を受ける環境づくりに努め、子どもの発達や学びの連続性を大切にし、心身の調和のとれた子どもを育てていきます。

— 市民と一体となった教育を展開することにより、自分の持てる力を活かそうとする意欲や郷土を愛する心を培い、人間性豊かで生きる力のみなぎる子どもを育てていきます。

— 市民が目指す自己実現に向けて、いつでも、どこでも、だれでもが学ぶことのできる場や機会の整備、充実に努めます。

○総合計画基本構想（平成20年度～平成27年度）

- ◇まちづくりの基本理念
- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 育成：人を育てる | 2. 参画：人を活かす |
| 3. 交流：人がふれあう | 4. 協力：人が助け合う |
- ◇燕市の将来像 「人と自然と産業が調和し、進化する燕市」